

つくば市学校等適正配置計画(指針)の改定方針等について

1 現行の計画における基本的な考え方

現行の計画においては、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏などの地域特性や、通学距離・通学時間の増に伴う児童生徒の負担等へ留意しつつ、標準規模の学校の設置を目指して、学区調整・統合・分割・新設等を検討していくことを適正配置の基本的な考え方としている。

<参考抜粋>

『6. 学校等適正配置の基本的な考え方』から

【P6】

適正な配置を行うためには次の検討が必要となります。

- ①学校が望ましい学習環境を保つためには、標準的な学校の規模を保つ必要があります。そのため、指標となる「標準規模」などの基準を定める必要があります。
- ②標準規模の学校とするためには、将来における学校規模の検討とともに、周辺の学校、新たな学校の設置等を含めた「適正な配置」を検討する必要があります。
- ③地域や児童の実態等からみて、早期に対応することが困難な場合もありえることを考慮し、児童への影響が出来る限り少なく、かつ標準規模への対応を基本としつつ、学校の特色を積極的に生かすための工夫や措置等を検討する必要があります。

【P8】

学校の適正配置は、次に示す考え方に基づいて検討を行います。

- 将来の児童生徒数の推計を行います。
- 標準規模への適正化を図るため、小規模校は、学区調整や統合等の検討を行います。
- 大規模校は、教室増設や学区調整、分割、移転、新設等の検討を行います。
- 小中一貫教育の現状への対応を踏まえた検討を行います。

適正配置の検討は、次に示す事項に留意する必要があります。

- 地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏など、地域の特性に留意する必要があります。
- 通学距離の拡大及び通学時間の増大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性確保に留意する必要があります。

2 つくば市の現状（この5年間の動き）

- (1) 令和元年度に教育大綱を策定。「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標として、教育大綱に基づいた教育の推進をしている。
- (2) つくばエクスプレス沿線地域の人口増加に対応するため、令和5年度に研究学園小・中学校、香取台小学校を、令和6年度にみどりの南小・中学校を、それぞれ分離新設校として開校した。また、令和8年度に(仮称)中根・金田台地区小学校の開校を予定している。
- (3) 市内の小規模校5校で小規模校プログラムを実施。小規模校においても、その良さを生かした教育を進めていく施策を行っている。今後、複式学級が見込まれる学校についても小規模特認校として、魅力を高めていく方向性としている。
- (4) 幼稚園においては、令和元年度10月からスタートした幼児教育・保育の無償化の影響等により、入園者が大きく減少している(令和元年度 836人→令和6年度 510人)。こうした状況を踏まえ、令和4年度から手代木南幼稚園、令和5年度から荃崎幼稚園で3歳児保育を試行的に開始した。
- (5) 令和2年度に学校施設長寿命化計画を策定。施設の状況や財政負担の平準化等の観点から、改修や建替え等の目標年度を設定した。

3 改定における基本的な考え方の方針

- (1) 小中学校については、学校規模のみに限らず各学校において様々な要因による良さや課題がある中で、より良い学びにつながるよう、各学校で工夫をして教育を進めているところである。そのため、各学校における地域特性や保護者等のニーズなど、具体的な課題へ対応していくことを、適正配置の基本的な考え方としたい。

(2) 幼稚園については、全体的な希望者減少の中で、その在り方や市民ニーズについて調査・検討を進めていく必要がある。そのため、幼稚園については求められる幼稚園像を見極め、それを実現していくための配置を検討・実施していくことを適正配置の基本的考え方としたい。

ただし、以下の点について留意する。

- ・複式学級となるような小規模校に対しては、保護者等の不安の解消・緩和策を積極的に行う必要があること。
- ・急激な児童生徒数の増について、増改築での対応が難しい場合は、学区の変更による児童生徒数の平準化についても検討を行うこと。
- ・学区の変更や統廃合等を検討するに当たっては、保護者及び地域住民との対話を丁寧に行い、合意形成を行いながら進めていく必要があること。

4 学校等適正配置計画の章立てについて

現行計画の章立てについては、一般的な市の計画の章立てと異なる作りとなっており、もとにも、様々な要素が繰り返し記載されている印象を受けるため、整理する。

現計画の章 (令和元年度策定)	章の概要及び変更案
1 適正配置計画見直しの必要性について	<ul style="list-style-type: none"> 見直しに際して対応すべき事項を記載している。 2の「考慮すべき事項」と統合する。
2 計画見直しに当たって考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 見直しの背景にある課題を記載している。 1の「必要性」と統合する。
3 計画の目的、意義	<ul style="list-style-type: none"> 計画の目的・意義を記載している。 計画の冒頭で記載する。
4 計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 市の計画としての位置付けを記載している。 「目的・意義」と合わせて冒頭に記載する。
5 計画期間	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間を記載している。 「目的・意義」と合わせて冒頭に記載する。
6 学校等適正配置計画の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 適正配置を検討するにあたって、必要となる検討事項等を記載している。 今回の見直しに関する基本方針的な考え方としてまとめる。
7 市及び学区の現状	<ul style="list-style-type: none"> 市の概要、人口、学区等の現状を記載している。 前提条件の整理として、計画の前半に記載する。
8 学校別の将来推計	<ul style="list-style-type: none"> 学校別の児童生徒数・学級数の推計を記載している。 現行計画とおおむね同様とする。
9 つくば市学校等適正配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 地区ごと・学校ごとに今後の方針等を記載している。 現行計画とおおむね同様とする。

つくば市学校等適正配置計画（指針） 章構成（案）

改定版の章	小項目	記載内容
1 つくば市学校等適正配置計画（指針）について	(1) 計画の目的、意義 (2) 計画の位置づけ (3) 計画期間	計画全体に係るものとして序段に持つてくる。計画の期間は5年後ろ倒し。
2 つくば市及びつくば市の学校等の現状について	(1) つくば市の概要 (2) つくば市の人口、世帯数及び児童生徒数 (3) 学区等の現状	現計画から大きな変更なし。
3 計画見直しに当たって考慮すべき事項	(1) つくば市が目指す教育 (2) 人口の動向 (3) 国等で示されている基準 (4) 地域の実情に応じた学校等の配置 (5) 近年の新設校建設の状況 (6) 大規模校・小規模校それぞれの良さを生かす取り組み (7) つくば市学校施設長寿命化計画との連携・整合 (8) 公立幼稚園への市民ニーズとその対応	令和元年度策定時点からの、市及び学校を取り巻く状況の変化メインに記載。
4 今期学校等適正配置（指針）における基本的な考え方	(1) 学校等の標準規模 (2) 学校等の標準の通学距離 (3) 地域特性やニーズへの配慮及び地域の合意形成	3を受けての全体方針
5 学校別の将来推計	学校ごとに記載	現計画から大きな変更なし。
6 適正配置の指針	学校ごとに記載	「計画」ではなく「指針」として検討の方向性を記載